

## 第4次

# 白山市子どもの権利に関する行動計画

平成31年（2019年）度～2022年度

平成31年1月

白山市・白山市教育委員会

## 白山市子どもの権利に関する行動計画

はじめに

白山市は、平成19（2007）年4月に「白山市子どもの権利に関する条例」を施行して以降、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するために「子どもの権利に関する行動計画」を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

このたび、策定しました第4次行動計画では、第2次白山市総合計画の将来都市像「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」の実現を念頭に、前計画の重点施策である9本の柱を引き継ぐものです。

平成31年1月

白山市子どもの権利委員会

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	・・・	1
第2章	第4次白山市子どもの権利に関する行動計画	・・・	3
第3章	白山市子どもの権利に関する条例	・・・	16
資料編	白山市子どもの権利に関する条例 解説	・・・	21
	白山市子ども憲章		

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

第4次白山市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、平成19（2007）年4月に施行した白山市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。）第17条1の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

## 2 計画策定の経緯と背景

### （1）子どもの権利条例の制定経緯

子どもの権利条例は、平成元（1989）年国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。）」（日本は平成6（1994）年批准）に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

白山市では、平成17（2005）年に条例検討委員会を設置し、子どもの権利に関する市民意識調査や子どもの権利学習会の開催を通じて、条例の骨子案について検証し、平成18（2006）年12月に条例を制定、平成19（2007）年4月に施行しました。

### （2）白山市子どもの権利委員会の役割

条例では、第19条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される白山市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置を定めています。

### 3 計画の位置付け

#### (1) 白山市総合計画との関係

本計画は、「白山市総合計画」と連携し、同計画の第2章2節「健康な心身を育む生涯学習・スポーツを推進します」における「青少年教育のための環境づくり」の中の、「子どもの権利の保障」を推進するための行動計画として位置付けています。

#### (2) 他の計画との関係

条例第4条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

### 4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とします。



## 第2章 第4次白山市子どもの権利に関する行動計画

### I 子どもの権利に関する学習の推進

重点施策1	子どもの権利に関する啓発・広報を充実します。
-------	------------------------

#### 1 条例に対する市民認知度の向上

- 「子どもの権利」の啓発

【目標：認知度80%】

子ども会議開催の周知等を機会として、啓発する。  
アンケート調査を行い認知度の把握に努める。

#### 2 子どもにかかわる団体等の学習支援

- 人権啓発の推進

各種団体へ「やさしい人権のおはなし」や「絵本の読み聞かせ」を実施し、人権の大切さの啓発を行う。

- 「子どもの権利」啓発の推進

「まちかど市民講座」に登録し、団体等へ啓発を行う。



重点施策 2	子ども自身が子どもの権利を学ぶための学習を支援します。
--------	-----------------------------

### 1 条例に対する子どもの認知度の向上

#### ○「子どもの権利」の啓発

【目標：認知度80%】

小中学生に子どもの権利啓発パンフレットを配布し、啓発する。

小中学校において、アンケート調査を行い認知度の把握に努める。

### 2 学校における子どもの権利学習の支援

#### ○人権に関わる図書の充実

学校図書館において、人権に関わる図書を充実する。  
人権週間等で、子どもの権利に関わる読書を推奨する。

#### ○学校への資料の提供

学校への資料の提供や、学習方法の研究を進める。  
参考資料等を各校に配布する。

### 3 子どもが主体的に行う子どもの権利学習の支援

#### ○人権啓発の推進

小中学生に対し「やさしい人権のおはなし」や「絵本の読み聞かせ」を実施し、人権の大切さの啓発を行う。

#### ○子ども会議の開催

【目標：子ども会議 年1回以上開催】

子どもの権利に対する子どもの理解を深める機会として、白山市子ども会議等を開催する。

## Ⅱ 保護者に対する子育て支援

重点施策3	子どもを持つ親の子育てに関する支援を充実します。
-------	--------------------------

### 1 支援の必要な親に対する支援の充実

#### ○発達相談の充実

発達相談体制の充実を図る。

#### ○発達障害者への切れ目のない支援体制の整備

関係機関との連携を図りながら年齢に応じた支援を行う。

#### ○発達障害の医療分野における相談の充実

医療機関との連携および療育体制の充実を図る。

#### ○児童虐待防止対策として、相談業務の啓発

市内の全小中学生に電話相談カードの配布及び、全保育施設の乳幼児にチラシを配布する。

#### ○児童虐待防止対策として、子育て講座の開催

子ども達が通う施設や、子ども相談室来所相談者に子育て講座「その子にあった子育てって」を行う。





## 2 乳幼児等を持つ親に対する子育て支援の充実

### ○保育施設の整備促進

教育・保育の場の確保のため、保育施設等の整備を進める。

### ○仕事と子育ての両立支援

働きながら子育てができるように保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の整備及び延長保育、病児保育事業等を実施する。

### ○子育て支援情報の充実

子育てアプリ、ホームページや広報、子育て情報冊子等で情報提供を行う。

### ○児童の健康づくりの充実

疾病予防のために必要な情報を施設に提供する。

### ○質の高い保育・教育の充実

保育士研修や巡回訪問の実施及び定数改善事業を実施する。

### ○妊産婦・乳幼児健診受診の促進

妊婦健診（14回）、産婦健診、乳児健診無料券を、妊娠届出時に交付する。

妊婦健診追加2回・県外での妊産婦乳児健診の助成をする。

### ○夜間・休日小児医療の診療体制の構築・充実

金沢広域急病センター（平成30年度開設）を広報及び、ホームページ、チラシにより周知を図る。

### ○妊娠出産子育て期の切れ目のない支援体制の構築

子育て世代包括支援センター（平成30年度開設）が妊娠期から、関係機関と連携し、ケースに応じた支援につなげる。

○保護者の経済的負担軽減の推進

手当の支給、医療費支給事業、多子世帯保育料等軽減事業を実施する。

○子育て相談支援の充実

子育て世代包括支援センター、相談支援事業所での相談支援の実施及び、ひろば事業の充実を図る。



### Ⅲ 子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障

重点施策 4	子どもにかかわる施設での子どもの権利に関する学習の支援を充実します。
--------	------------------------------------

#### 1 子どもにかかわる施設の職員が理解を深めるための資料の作成

##### ○行動計画事業の策定・推進

行動計画の策定を通じて理解を深め、策定した行動計画を冊子として作成し、子どもに関わる施設に配布する。

#### 2 子どもにかかわる施設の職員に対する研修の実施

##### ○不登校等子どもに係る課題への対策として、教職員研修事業の充実

教職員を対象とした研修会を実施する。

子どもの権利を大切にしたい授業作りを研究・実践する。



## IV 地域での子どもの主体的な活動の奨励支援

重点施策 5	子どもの主体的な活動を支援するための条件整備を進めます。
--------	------------------------------

### 1 子どもの主体的な活動の支援

#### ○青少年活動団体の支援

社会教育活動事業補助金を交付し団体を支援することで、青少年の健全な心身の育成と親睦を推進する。

### 2 子どもが主体的に活動できる場所の提供

#### ○放課後児童クラブ・児童館・児童センターの充実

放課後児童クラブの整備及び児童館・児童センターの機能強化を図る。

#### ○子どもが読書に親しむ環境づくり

ブックスタート、おはなし会等の活動を継続実施する。

#### ○移動図書館運行サービスの充実

図書館から遠い地域へ、移動図書館「のびのび号」を運行する。

#### ○スポーツ施設の整備・充実

健康増進や交流拠点として整備・充実に努める。  
既存施設の長寿命化と利用率向上に向けての改修計画を策定し、計画的に改修を図る。



## V 市、家庭、育ち・学びの施設及び地域の連携による子どもに関する施策の推進

重点施策 6	学校、家庭、地域、関係機関の連携を支援します。
--------	-------------------------

### 1 学校、地域、関係機関の連携強化

#### ○児童を見守る環境づくりの充実

民生委員による訪問事業を実施する。

孤食になりがちな子どもに食事の場を提供することも食堂の普及を図る。

#### ○児童虐待防止対策として、関係機関との連携

年間2回巡回訪問（市内の全小中学校、全保育施設、放課後児童クラブ、児童館等）を行う。

学校や保育施設で「虐待対応講座」を開催して予防に努める。

#### ○学校図書館と公共図書館、学校図書館支援センターとの連携強化

通年での学校図書配送事業や図書館情報を利用した調べ学習コンクールを実施する。

### 2 市民グループ等のネットワーク支援

#### ○各種社会教育団体の支援及び連携体制の構築

各種団体との連携によるネットワークの構築を支援する。

### 3 不登校等の子どもを支える連携活動の支援

#### ○学校、家庭、地域の連携した活動の支援

センター指導員や指導主事の学校訪問による支援を行う。教育相談担当研修を開催する。

## VI 子どもの権利に関する相談並びに権利の侵害に対する救済体制の整備

重点施策 7	子どもが相談しやすい環境を整備します。
--------	---------------------

### 1 子どもが相談しやすい体制の充実

#### ○子ども相談窓口の設置

18歳までの子どもや保護者からのあらゆる相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐ。

### 2 学校における相談体制の整備

#### ○子どもが安心して相談できる仕組みの整備

相談員やスクールカウンセラーなどを配置し、児童・生徒の相談を受け問題行動等の解決を図る。

### 3 相談機関の職員の研修充実

#### ○子どもに関する業務に携わる職員研修

研修会を実施し、子どもにかかわる業務従事者を対象に周知して参加を促す。



重点施策 8	不登校等の子どもの居場所に関する支援を充実します。
--------	---------------------------

## 1 不登校等の子どもに対する関係機関の連携強化

- 不登校等の子どもたちが学びの場に参加しやすいよう、学校、ふれあい教室等における子どもへの支援を充実させるため、関係機関・相談機関との連携強化と情報提供

小中学校において実態調査を行う。(4月、10月)

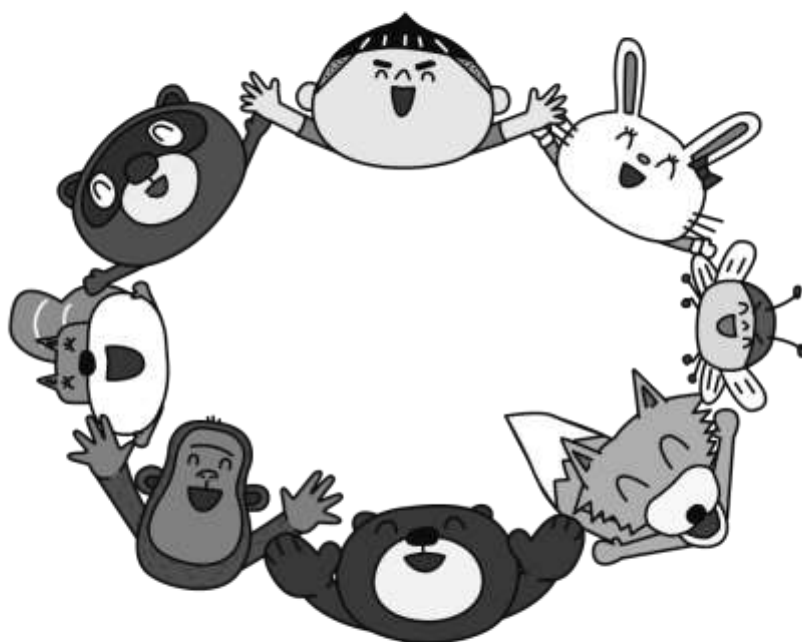
白山野々市生徒指導連絡協議会等において、各校の不登校の状況や取り組みを報告する。

スクールソーシャルワーカーを中心に、児童相談所や子ども相談室とのケース検討会で問題事例について検討する。

## 2 不登校等の子どもが安心できる居場所づくり

- 市教育センターにおいて、教育相談員等が行うサポート活動を通して、不登校等の子どもが安心して自分らしく活動できる居場所づくり

不登校等の児童生徒の学校復帰に向けて、再登校、さらには社会的自立を支援するための学習、行事を実施する。



## Ⅶ まちづくりへの子どもの参加支援

重点施策 9	子どもの意見表明・参加を促進します。
--------	--------------------

### 1 子どもの参加活動に対する条件整備と子ども会議による意見表明と参加促進

#### ○子ども会議の開催

子どもがまちづくり及び市の施策に意見表明できる制度として、白山市子ども会議を設ける。

#### ○子どもの伝統・地域行事へのきっかけづくり

地域の伝統や行事に参加する機会を増やす。

### 2 審議会等への子どもの意見の反映

#### ○子ども会議等での意見反映

子どもの生活や将来に大きく影響する市の施策について、子ども会議の場で意見を求める。

### 3 育ち・学びの施設のバリアフリー化の推進

#### ○住宅及び公共施設等のバリアフリー化

公共施設：大規模改修工事などにあわせ改善を検討する。  
住 宅：日常生活用具給付事業及び、自立支援型住宅リフォーム制度を活用する。

#### ○小中学校のエレベーター設置の推進

肢体不自由児童生徒が学校内を自由に移動できるよう、バリアフリー化を推進する。



#### 4 障害のある子どもに対する理解の啓発

○共生のまちづくりの広報・啓発活動の推進

共生のまちづくりに関する講演会を開催する。

○合理的配慮の提供の促進

学校、町内会等において理解啓発のための出前講座を開催する。

○差別を解消するための支援体制の充実

障害者相談支援センターでの相談対応と障害者差別解消のまちづくり支援協議会で差別解消に関する協議を行う。

○発達障害普及の対象者別講演会の開催

対象者に応じた内容で研修会や講演会を開催する。

○発達障害啓発活動の推進

出前講座、啓発展示等を実施する。

○発達障害者の交流事業の推進

特性に合わせた遊び場の整備、保護者の情報交換等交流の場を設ける。

#### 5 障害のある子どもに対する社会参加支援

○障害児の社会参加の促進

学校や児童館において、障害理解のための出前講座を開催する。



## 6 障害のある子どもとその保護者に対する支援

### ○障害児の支援体制の充実

医療的ケア等の保護者支援のための制度等の啓発を行うとともに、障害者相談支援センターでの相談体制の充実を図り、関係機関との連携によりきめ細かい対応に努める。

### ○早期療育体制の整備充実

関係課との情報共有と課題の把握により、適切な関係機関につなぐなど連携のとれた対応を行う。

### ○特別保育支援事業の推進

障害児保育実施のための保育士加配に補助を行う。



## 第3章 白山市子どもの権利に関する条例

平成18年12月21日  
条例第41号

### 目次

前文	
第1章 総則（第1条—第5条）	
第2章 人間として大切な子どもの権利（第6条—第9条）	
第3章 基本的な施策（第10条—第16条）	
第4章 子どもの権利を保障する仕組み（第17条—第19条）	
附則	

すべての子どもは、生まれながらにして夢と希望に満ちたかけがえのない存在です。家庭では、家族の愛情に包まれながら健やかに育ち、また、育ち・学びの施設や地域では、多くの人々に見守られながら感性豊かに自らの意思で生き生きと成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表現し、自ら参加することを通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。

大人には、子ども自身の成長する力を認め、子どもの思いを十分に受け止め、その成長を支えていく責任があります。そのために、愛情と理解を持って子どもに接し、子どもがより良く成長していけるよう、大人としての役割を自覚するよう努めます。

私たち白山市民は、霊峰白山から手取川、加賀平野、日本海に至る本市の豊かな自然や、優しさとたくましさと人情味あふれる地域性を大切にし、子どもの権利を保障することを通して、だれもが幸福に暮らせるまちづくりを目指します。

以上の考えの下、私たちは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、白山市の子どもたちの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、白山市で育つ子どもの健やかな成長を願い、市及び市民等（市内で活動を行うすべての人をいいます。以下同じ。）の役割、人間として大切な子どもの権利、子どもの権利の保障並びに施策の推進について定めることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

#### （定義）

**第2条** この条例において「子ども」とは、市内に居住又は通学若しくは通勤している18歳未満の人とこれに準ずる人をいいます。

- 2 この条例において「育ち・学びの施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

#### （基本理念）

- 第3条** 市及び市民等は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを子どもと共に目指すため、子どもの権利を尊重し、その権利の保障に努めます。
- 2 子どもは、個人としてその権利が保障され、他の人の権利をも尊重する中で、健やかに育つことができます。
- 3 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな人間性を養うとともに、自らを律し、社会の一員として役割を担うことができます。

#### （市の役割）

- 第4条** 市は、基本理念に基づき、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めるものとします。
- 2 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるために、その広報に努めるものとします。

#### （市民等の役割）

- 第5条** 市民等は、自らが子どもの成長に大きくかかわっていることを理解し、子どもの権利の保障と子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとします。
- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを深く理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

## 第2章 人間として大切な子どもの権利

### （安心して生きる権利）

- 第6条** 子どもは、健やかに安心して生きることができます。そのために、主として次のことが保障されます。
- （1） 命が尊重され、守られること。
  - （2） 愛情と理解をもってはぐくまれること。
  - （3） 虐待、体罰その他のあらゆる形の暴力を受けず、また、放任されないこと。
  - （4） 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供されること。
  - （5） あらゆる危険から身が守られること。

### （守られる権利）

- 第7条** 子どもは、個人として自分を守り、また、自分が守られることができます。そのために、主として次のことが保障されます。
- （1） 権利の侵害から逃れられること。
  - （2） あらゆる形の差別を受けないこと。
  - （3） 個性が認められ、人格が尊重されること。
  - （4） プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
  - （5） 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

#### (より良く育つ権利)

**第8条** 子どもは、自分を豊かにし、自他共により良く育つことができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術、運動・スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身に付けること。
- (5) 主体性がはぐくまれる居場所が確保されること。

#### (参加する権利)

**第9条** 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明し、尊重されること。
- (2) 仲間を作り、自由に集うこと。
- (3) 子どもとしての意見を生かされる機会があること。
- (4) 助言、代弁などの支援を受けられること。

### 第3章 基本的な施策

#### (子どもが成長する環境の整備と保全)

**第10条** 市は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもが自ら育ち、遊び、学ぶ環境の整備や自然環境の保全に努めるものとします。

2 市は、前項の環境を整備し、又は保全するために、市民等、関係機関及び関係団体との調整を行うものとします。

#### (子育ての支援)

**第11条** 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて支援を行うものとします。

2 市は、子ども自身が抱える問題及び子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとします。

#### (育ち・学びの施設づくり)

**第12条** 育ち・学びの施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、育ち・学びの施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむために重要な場であることを認識し、子どもの有する様々な権利が保障されるよう努めるものとします。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の市民等に対し、積極的に情報を公開し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた育ち・学びの施設づくりの推進に努めるものとします。

#### (子どもの活動や市民活動の支援)

**第13条** 市は、子どもの自主的な活動及び市民等の子どもに関する活動を奨励し、支援するものとします。

#### (相互連携支援)

**第14条** 市は、子どもの権利を保障し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、市民等、関係機関及び関係団体が相互に連携できるよう、積極的に支援するものとします。

**(相談及び救済)**

**第15条** 市は、権利の侵害を防ぐため、関係機関及び関係団体と連携を密にするとともに、権利の侵害が、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、だれもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、虐待等の予防に努め、権利の侵害から子どもを救済する体制を整備します。

**(子どもの社会参加)**

**第16条** 市及び市民等は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとします。

- 2 市は、子どもがまちづくり及び市の施策に意見表明できる制度として「白山市子ども会議」を設け、子どもの意見を施策に反映させるよう努めるものとします。

**第4章 子どもの権利を保障する仕組み**

**(行動計画)**

**第17条** 市は、市民等と連携し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白山市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定します。

- 2 行動計画の内容は、次のとおりとします。
  - (1) 子どもの権利に関する学習の推進
  - (2) 保護者に対する子育て支援
  - (3) 子どもにかかわる施設における子どもの権利の保障
  - (4) 地域での子どもの自治的な活動の奨励支援
  - (5) 市、家庭、育ち・学びの施設及び地域の連携による子どもに関する施策の推進
  - (6) 子どもの権利に関する相談並びに権利の侵害に対する救済体制の整備
  - (7) まちづくりへの子どもの参加支援
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

**(権利委員会の設置)**

**第18条** 市は、すべての子どもの権利を保障し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるために、白山市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置き、総合的な推進体制の整備と充実に努めるものとします。

- 2 権利委員会は、次のことについて審議し、必要に応じて市に報告を求めます。
  - (1) 子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。
  - (2) 子どもの権利の保障の状況に関すること。
  - (3) 行動計画策定に関すること。
- 3 権利委員会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長その他の執行機関（以下「執行機関」と総称します。）に対し提言をすることができます。
- 4 執行機関は、権利委員会の提言を尊重し、必要な措置を講じるものとします。

**(権利委員会の組織等)**

- 第19条** 権利委員会は、委員15人以内で組織します。
- 2 委員は、人権、教育、福祉、医療その他子どもの権利に関わる分野の学識経験者及び市民等のうちから、市長が委嘱します。
  - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
  - 4 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。
  - 5 権利委員会に、会長及び副会長1人を置きます。
  - 6 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
  - 7 会長は、会務を総理し、権利委員会を代表します。
  - 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。
  - 9 権利委員会は会長が招集し、会議の議長となります。
  - 10 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
  - 11 権利委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
  - 12 その他権利委員会の運営に関して必要な事項は、会長が権利委員会に諮って定めます。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白山市条例第53号)の一部を次のように改正する。  
別表表彰選考委員会委員の項の次に次のように加える。

子どもの権利委員会委員	日額	6,000円
-------------	----	--------